

# 玉野市観光振興会議委員公募要領

## 1 公募の趣旨

玉野市交流のまちづくり条例第2条の規定により、玉野市観光振興計画（以下「観光振興計画」という。）の策定及び実施に当たり、広く外部の意見を聴取し、実効性の高い計画とするため、有識者、関係団体、一般市民等から構成する「玉野市観光振興会議」を設置し、当該会議の委員の一部を公募するもの。

## 2 公募委員の数

1名

## 3 公募対象

令和7年4月1日現在、本市に在住又は在勤・在学している満18歳以上で、玉野市の観光に関する施策に关心を持ち、今後の観光振興について市民の立場から建設的な意見を述べができる者。

## 4 公募委員の申込

公募委員の応募者は、別紙申込書に、次のテーマによるレポート（800字程度）を添えて、玉野市産業振興部商工観光課へ、電子メール、FAX、郵送又は持参により申し込む。  
テーマ：「玉野市の将来目指すべき観光産業の方向性及び実現に向けた課題と対策」

## 5 公募の告知

委員の公募は、市ホームページ等に掲載する。

## 6 応募の期間

令和8年2月2日（月）～令和8年2月20日（金）までとし、郵送による場合は同日までの消印があるものを受け付ける。

## 7 任期

委嘱の日～令和9年3月31日とし、市長が委嘱する。

## 8 会議の開催

懇談会は、年1～2回程度開催（平日・日中の開催を想定）し、出席1回につき6,500円を支給する。

## 9 選考方法等

公募委員の選考は、レポートの審査、その他の方法により、選考委員が行う。

選考委員は、産業振興部長、商工観光課長、商工観光課長補佐、（公社）玉野市観光協会専務理事をもって構成する。

## 10 選考結果の通知

選考の結果は、令和8年2月中に、本人へ文書で通知する。

## 11 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。